

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和5年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

---

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

---

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月28日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、同意12件、議案19件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。

また、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書による議員の派遣決定の報告書をお手元に配付いたしました。

10月19日の全員協議会で、川根本町議会議員定数等検討特別委員会委員長から、調査結果が報告され、これで委員会の任務は終了となります。今後は、その調査結果を受け、議員全員で定数条例の改正に向けて協議を進めることになりました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

12月の定例会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

コロナ禍も終わりました、今年一年というのは私も本当に忙しく回らせていただきました。今後、令和6年、7年に向けてやらなければいけないことが山ほどあります。さらに突き進んで、皆さんとともに、御支援、御協力賜りながら、議員の皆さんと進めていきたいと思っております。

その中で一番大きい、連携したもののうち、大井川鐵道というものもありますけれども、どうしてもそこも、全線開通に進めてやっていかなければいけない、ただ、見ているばかりではない、寝ているばかりではない、そういう中で攻めの、にぎわいの場を求めていかなければいけませんので、その辺も考えながら、努めてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今回、議案の量が多いですけれども、皆様の御審議、御採決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。

————— ◆ —————

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、中原緑君、5番、澤西省司君を指名します。

————— ◆ —————

#### ◎日程第2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定しました。

————— ◆ —————

◎日程第3 同意第2号 川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任  
について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明いたします。

地方税法第423条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されています。

この委員会は、3名の委員から構成されており、このうち澤本勝美氏の任期が任期満了となりますので、引き続き、澤本勝美氏を委員として選任いたしたく、同法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

澤本氏は、昭和29年6月23日生まれの69歳。39年間、町職員として勤務され、税務課資産税係長、税務課長を歴任し、固定資産税に関する事務に従事されるなど、幅広い識見と、固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えます。

御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で説明を終わります。



◎日程第4 同意第3号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第5 同意第4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第6 同意第5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第7 同意第6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第8 同意第7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第9 同意第8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第10 同意第9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第11 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第12 同意第11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第13 同意第12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第14 同意第13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、同意第3号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第14、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についての11件を一括議題としま

す。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第3号から13号まで、川根本町農業委員会委員の任命について、一括して提案理由を説明いたします。

現在の農業委員の任期が、令和6年2月20日をもって満了になることから、新たに11名を農業委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

今回、推薦されているいずれの方も、農地の有効利用の推進等に関する職務を適切に行うことができるとともに、農業に対する様々な識見を有しております。

同意第3号から順に、小長井地区の芹澤利恵氏、同じく筑地美帆氏、田代地区の橋本立生氏、桑野山地区の風間光一郎氏、久野脇地区の山田敏男氏、梅高地区の山田友兵衛氏、田野口地区の長嶋一幸氏、地名地区の山下尊氏、水川地区の丹野浩之氏、藤川地区の小田康利氏、瀬平地区の瀧尾政之氏の11人が、地域及び農業関係者から推薦されました。

任期は、令和6年2月21日から令和9年2月20日までの3年間となります。

御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で説明を終わります。



◎日程第15 議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本条例は、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を、速やかに対応していくことを目的に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するため、新たに条例を制定するものです。

この制度は、専門的知識や経験が必要な場合や、行政サービスの充実のため、一定の期間を定めて職員を採用するものであり、既に、静岡県を含め多くの自治体で採用されているものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第56号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第16 議案第57号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第16、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

現在の役場組織体制は、現在、教育委員会を含めて13課1局、25課内室の構成となっております。

今回の組織改編方針としては、令和4年台風15号災害での教訓を踏まえ、特に激甚化する各種災害への備えや対応を万全にし、町民の安全な暮らしを守るため、危機管理対応に特化した課を新たに設置するものです。

具体的には、総務課で所管する自治防災室を廃止し、新たに危機管理課を設置します。自然災害以外の災害を含む危機管理体制の検証と見直しを進め、体制強化を図ることを目的とします。

施行日は、令和6年4月1日を予定しています。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長(石山貴美夫君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第58号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例

## について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法が、令和5年5月11日に施行されたことに伴い、電子証明書機能をスマートフォンに搭載することが可能となりました。

これにより、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、従来の個人番号カードを用いた方法に加え、スマートフォンを利用した交付が可能となるため、川根本町印鑑条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第59号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第19 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第19、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連しておりますので一括して提案理由を説明いたします。

人事院は、令和5年8月、民間給与との格差を埋めるため、国家公務員の初任給及び給料表の引上げと、民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数を0.1月分、引き上げる勧告を行いました。

人事委員会を設置していない本町としましては、この勧告に加え、県人事委員会勧告等を踏まえて、給与改定方針を定めたものです。

まず、議案第59号においては、特別職の職員で常勤のものの特別給の年間支給月数を0.1

月分引き上げ、年間4.5月分とするものです。

次に、議案第60号では、職員の初任給及び給料表の引上げを行うとともに、特別給の年間支給月数を0.1月分引き上げ、年間4.5月分とするものです。再任用職員については、特別給の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.35月分とするものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第61号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第20、議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が本年5月19日に、また、同法の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が本年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和6年1月1日から施行されることとなりました。

このたび、これらの改正に合わせ、条例上の規定の整備と適正化を図るため、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第61号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



- ◎日程第21 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(くのわき親水公園キャンプ場)
- ◎日程第22 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(三ツ星オートキャンプ場)
- ◎日程第23 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(不動の滝自然広場オートキャンプ場)
- ◎日程第24 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について  
(アプトいちしろキャンプ場)
- ◎日程第25 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について  
(池ノ谷キャンプ場)
- ◎日程第26 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について  
(八木キャンプ場)

○議長（石山貴美夫君） 日程第21、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）から日程第26、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）の6件を一括議題とします。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第62号から議案第67号まで、公の施設の指定管理者の指定について、対象施設が全てキャンプ場となりますので、一括して提案理由を説明させていただきます。

議案第62号、くのわき親水公園キャンプ場、議案第63号、三ツ星オートキャンプ場、議案第64号、不動の滝自然広場オートキャンプ場、議案第65号、アプトいちしろキャンプ場、議案第66号、池ノ谷キャンプ場、議案第67号、八木キャンプ場です。

今回、審議いただく施設の指定管理者は、現在、それぞれの施設において指定管理事業者とされており、その指定管理期間が今年度末をもって満了となることに伴い、引き続き、指定管理者として指定したいものです。

くのわき親水公園キャンプ場はくのわき親水公園管理運営組合から、三ツ星オートキャンプ場は特定非営利活動法人かわね来風から、不動の滝自然広場オートキャンプ場は合同会社 River Roots Research & Labから、アプトいちしろキャンプ場はアプトいちしろキャンプ場管理運営組合から、池ノ谷キャンプ場は池の谷観光農林漁業組合から、八木キャンプ場は八木キャンプ場管理組合から、それぞれ指定管理者指定申請書の提出がありました。

これを受け、10月31日、川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、そ

それぞれのキャンプ場施設の指定管理者として、申請者を選定しました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で説明を終わります。



◎日程第27 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長（石山貴美夫君） 日程第27、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（ウッドハウスおろくぼ等の施設）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第68号、ウッドハウスおろくぼ等の施設の指定管理者の指定について、提案理由を説明いたします。

今回、御審議いただくウッドハウスおろくぼ及び緑の伝習館は、指定管理期間が今年度末をもって満了となることに伴い、引き続き、現在の指定管理者を指定したいものです。

指定管理者の指定に当たり、株式会社KAWANEホールディングスから指定管理者指定申請書の提出があり、10月31日、川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、同施設の指定管理者として選定しました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いをいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第28 議案第69号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第28、議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更について、提案理由を説明いたします。

議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理を委託している静岡県市町総

合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の変更は、当組合の構成団体である「浜名湖競艇企業団」の名称を「浜名湖ボートレース企業団」に改めることに伴い、同組合の規約の変更を行うものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第29 議案第70号 令和5年度川根本町一般会計補正予算  
(第6号)

○議長（石山貴美夫君） 日程第29、議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,540万円を追加し、総額を79億910万円としたいものです。

今回の補正予算は、法令改正に基づく住民基本台帳システム改修費、斎場建設予定地の用地測量業務委託費、国の補助事業を活用した産地パワーアップ事業補助金の計上のほか、災害復旧工事に係るコンクリート資材高騰による工事費の増額、人事院勧告等を踏まえて給与改定等を行う職員人件費の増額が主な内容となっており、財源は国県補助金のほか、合併特例債や災害復旧事業債をはじめとする有利な起債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成しています。

また、第2表の債務負担行為の補正については、観光誘客委託業務について、令和6年度までに必要となる委託料の限度額としています。

第3表の繰越明許費については、今回、計上した事業のうち、現時点で年度内での完了が難しい2事業について、繰越限度額を設定したいものです。

第4表の地方債補正については、歳入歳出予算に計上した合併特例債、災害復旧事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第30 議案第71号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第30、議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万円を追加し、総額を8億1,628万円としたいものです。

今回の補正は、法令改正に基づく国民健康保険税システム改修費の計上と、保険税軽減制度における軽減補填分の決定に伴う財源更正のほか、人事院勧告等を踏まえて給与改定を行う職員人件費の増額の計上であり、財源は県支出金、一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第31 議案第72号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第31、議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万1,000円を追加し、総額を13億3,077万5,000円としたいものです。

今回の補正は、遠方地における介護認定調査の委託費の増額、人事院勧告等を踏まえ給与改定等を行う職員人件費の増額の計上で、財源は一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第32 議案第73号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第32、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、総額を5,204万2,000円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえて給与改定等を行う職員人件費の増額の計上であり、財源は一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） ただいま、町長の提案理由の中で、補正額につきまして、380万円と発言いたしました、38万円と訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第33 議案第74号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（石山貴美夫君） 日程第33、議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほどは失礼しました。桁が一つ違っておりました。申し訳ありません。

議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出について、収入においては16万5,000円を増額し、総額1億7,567万9,000円とし、支出においては233万円を増額し、総額2億5,049万1,000円としたいものです。

第3条の資本的収支及び支出について、収入においては216万5,000円を増額し、総額8,306万6,000円としたいものです。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、33万円を増額し、総額1,402万6,000円としたいものです。

第5条の他会計からの補助金については、16万5,000円を増額し、総額2,483万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえて給与改定等を行う職員人件費33万円に加え、簡易水道施設の機械、計装設備が、落雷等による機器の故障により、本来の機能を果たせない状況が発生したため、修繕に必要な費用200万円の増額をお願いしたいものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第34 発議第3号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第34、発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月8日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。  
本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時35分